

三郷町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 三郷町

事 業 名 : 流域関連公共下水道

策 定 日 : 令和 7 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ～ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	単独公共下水道 (昭和54年度) 流域関連公共下水道 (平成17年度)	法 適 (全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法 適 (一部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	59.7人/ha (令和5年度末)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	有
処 理 区 数	7処理分区 平成17年度に単独公共下水道から流域関連公共下水道へ移行した際、上位計画である流域下水道に合わせて変更しました。		
処 理 場 数	流域関連公共下水道のため、処理場施設はなしとなっています。 平成17年度に単独公共下水道から流域関連公共下水道へ移行した際、立野終末処理場を廃止しています。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	広域化については、流域下水道へ平成17年度に接続済みです。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

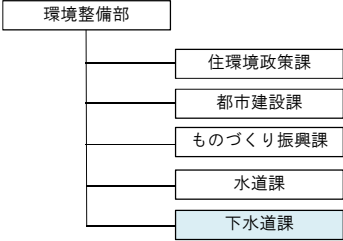
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	従量制で使用料金を設定しています。				
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般排水 : 120円/㎡ ・一般排水 : 汚水排水量が1ヵ月300㎡以下の部分 中間排水 : 152円/㎡ ・中間排水 : 公衆浴場および工場その他事業所からの汚水排水量が1ヵ月300㎡を超え750㎡以下の部分 特定排水 : 180円/㎡ ・特定排水 : 公衆浴場および工場その他事業所からの汚水排水量が1ヵ月750㎡を超える部分				
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	水質による加算を行っています。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,640 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	令和3年度	2,488 円
	令和4年度	2,640 円		令和4年度	2,482 円
	令和5年度	2,640 円		令和5年度	2,484 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	現在の職員数は、6人となっています。(損益勘定所属職員4人＋資本勘定所属職員2人)
事 業 運 営 組 織	令和2年度まで水道部下水道課、令和3年度から組織再編により、環境整備部下水道課として事業運営に当たっています。なお、三郷町水道事業は、令和7年4月1日より奈良県他27団体と事業統合されます。それに伴い、本町水道課についても奈良県広域水道企業団に統合されます。  <pre> graph TD A[環境整備部] --- B[住環境政策課] A --- C[都市建設課] A --- D[ものづくり振興課] A --- E[水道課] A --- F[下水道課] </pre>

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	本町の下水道事業の中で、中継ポンプ場やマンホールポンプ場の維持管理業務を民間業者に委託する等、民間活力の活用を図っています。
	イ 指定管理者制度	本町の下水道事業では、処理場を有していないことから、指定管理者制度の活用は行っていません。
	ウ PPP・PFI	本町の下水道事業では、PPP・PFIの活用は行っていません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	本町の下水道事業では、消費ガス発電等のエネルギーの利用は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	本町の下水道事業では未利用土地や施設等を有していないことから、実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙経営比較分析表によっています。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

本町の行政区域内人口は、令和2年度で約23,000人、その後も横ばい傾向が続いており、国立社会保障・人口問題研究所の予測によると令和27年には20,000人を下回る見込みです。これに伴い、処理区域内人口および水洗化人口も減少することが予測されます。

処理区域内の人口の推計方法は、三郷町人口ビジョン(令和2年3月策定)に準拠しています。その中で用いられている国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口』の最新データである令和5年推計を根拠として、前年度行政区域内人口×行政人口減少率を採用し、推計を行いました。

(2) 有収水量の予測

近年の有収率は、直近3年間で全て86.0%となり、横ばいの傾向が見られます。このため、有収水量については水洗化人口一人当たり年間有収水量が令和5年度と同値で推移するものとし、各年度の水洗化人口に乗じて推計しました。

なお、水洗化人口の推計方法は水洗化率が、毎年0.1%上昇するものとして、各年度の処理区域内人口に乗じて算出しました。

(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の算定条件は、前項で推計した有収水量に令和5年度の使用料単価を乗じて算出しました。

(4) 施設の見通し

供用開始から40年以上が経過しており、ポンプ場施設や管渠の土木建築構造物について、法定耐用年数は50年とされているため、計画的な施設の改築更新が課題となってきました。

ポンプ場施設およびマンホールポンプ施設の機械電気設備類については、耐用年数が経過した設備もあることから、適正な管理や早期の修繕により可能な限り耐用年数を延ばすことで、設備投資の増加を抑制しています。

また、リスク評価を踏まえ、明確かつ具体的な施設管理目標および長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画を作成するため、平成30年度に管渠のストックマネジメント基本計画、令和元年度にポンプ場施設のストックマネジメント基本計画を策定しました。

(5) 組織の見通し

令和7年3月時点の職員数は、6人です。職員の内訳は、事務職員(管理職含む)4人、技術職員2人となっています。

全庁的な人員配置の中で、下水道課においては現行の人数の維持を想定しておりますが、業務の効率化・一元化や民間活力の活用等を推進し、適正な定員管理に努めてまいります。

3. 経営の基本方針

【①快適な生活環境の実現】

- ・施設設備の長寿命化に取り組むとともに、「投資の平準化」を念頭に、設備の更新等に取り組めます。
- ・専門的な知識・技術をもつ職員の育成に努めます。
- ・下水道事業への関心を高める広報活動に努めます。

【②安心して持続可能な下水道経営】

- ・普及啓発活動を継続して実施するとともに、下水道接続率向上の取り組みを推進します。
- ・広域化・共同化のソフト施策(維持管理業務の共同化やデジタル化推進)について、具体的な検討を進め効率化を推進します。
- ・設備の適切な管理を行い、経費削減・効率化に努めます。

【③経営基盤の強化・財務マネジメントの向上】

- ・一般会計からの繰入金が必要最小限とし、水洗化率の向上や経費の削減等により、安定的な経営を目指します。
- ・将来にわたり安定した下水道サービスを提供するために、令和12年度の下水道使用料改定を実施します。
- ・修繕対応を含めた包括的な民間委託を実施することによるコスト削減の可能性を検証・検討します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙1のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	①下水道未整備区域の普及促進
	②下水道施設の計画的な老朽化対策

【①下水道未整備区域の普及促進】

公共用水域の水質保全や生活環境の改善を図るため、下水道未整備区域の普及促進に取り組みます。

【②下水道施設の計画的な老朽化対策】

下水道施設の老朽化対策に関しては、管渠やポンプ場といった膨大な資産が対象となることから、リスクの高い施設から効率的に改築を行う必要があります。国土交通省においては、平成27年11月に「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン 2015年版」を策定し、予算制約のもとでの改築需要の増大に対応し、施設管理を最適化する手法である「ストックマネジメント」を推進しています。

したがって本経営戦略の投資試算においても、ストックマネジメントの考え方に沿って、老朽化した施設の改築・更新を着実に実施することを目標として、平成30年度および令和元年度に策定したストックマネジメント基本計画に基づき、老朽化対策を実施しています。引き続き老朽化対策について、ストックマネジメント基本計画をふまえて効率的に進めていく予定です。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	①使用料の見直し
	②企業債の新規借入の抑制、起債残高の圧縮

【①使用料の見直し】

3～5年毎に経費回収率の状況を確認し、下水道使用料のあり方について検討します。

本投資・財政計画では、令和12年度に使用料の増額改定を想定し、推計しております。

【②企業債に関する計画】

新規企業債の借り入れについて抑制し、起債残高の圧縮を目指します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項

平成26年度から令和5年度までの過去10年間の人事院勧告の動向を基に、毎年度伸び率0.80%の上昇を見込んで算出します。

・修繕費に関する事項

平成26年度から令和5年度までの過去10年間の物価全体の伸び率0.85%を、毎年度見込んで算出します。

・委託費に関する事項

平成26年度から令和5年度までの過去10年間の労務単価の伸び率3.53%を、毎年度見込んで算出します。

・光熱水費に関する事項

平成26年度から令和5年度までの過去10年間のエネルギーに係る物価の伸び率0.31%を、毎年度見込んで算出します。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	本町の公共下水道は、奈良県流域下水道に接続しており、下水汚泥の広域処理を実施しています。広域化・共同化の取り組みとして、『奈良県汚水処理事業広域化・共同化計画(令和5年3月)』に記載されているソフト施策(維持管理業務の共同化やデジタル化推進)について、具体的な検討を進め、効率化を推進します。
投資の平準化に関する事項	本町では、汚水管渠、汚水中継ポンプ場等の施設や設備を、ストックマネジメント基本計画に基づき計画的に更新することとしており、管渠の場合は50年、機械装置の場合は10年～20年で耐用年数を迎えることになります。 設備の更新時期が重なると資金不足を招く可能性が高まることから、安定経営のため施設設備の長寿命化に取り組むとともに、優先順位の高いものから更新を行う等、「投資の平準化」を念頭に、設備の更新等に取り組んでまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	中継ポンプ場やマンホールポンプ場の日常運転管理業務について、一部民間委託を実施しています。今後は、修繕対応も含めた包括的民間委託を実施することによるコスト削減の可能性を検証・検討してまいります。
その他の取組	該当事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本町においては、主に人口減少を要因として使用料収入が伸び悩む一方、固定費が占める割合が大きいという下水道事業の特性上、収入に合わせた費用の柔軟な削減が困難であると考えられます。このまま収益と費用のギャップが拡大した場合、その埋め合わせのために一般会計の負担が増加する恐れがあります。 現状の赤字補填については、一般会計からの繰入金(基準外繰入金)で賄っております。下水道事業の経営基盤の強化のため、令和12年度に下水道使用料を増額する改定を検討することとします。
資産活用による収入増加の取組について	本町の下水道事業では、未利用土地や施設等をほとんど有していないことから、資産活用による収入増加の取り組みについては、検討しておりません。
その他の取組	該当事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	官民連携(PPP/PFI)については、業務執行のための人員やノウハウの維持・強化等の効果が期待できます。一方で、制度が複雑で検討項目が多岐にわたること、下水道施設の規模が小さく事業性が課題となると考えられることから、他の地方公共団体の動向を注視してまいります。
職員給与費に関する事項	収支の状況、業務量等を確認しながら、必要人員の確保に努めてまいります。
動力費に関する事項	設備更新の際に省電力の設備を導入する等、光熱水費の抑制に努めてまいります。
薬品費に関する事項	該当事項はありません。
修繕費に関する事項	平成30年度に管渠施設、令和元年度にポンプ場施設のストックマネジメント基本計画を策定しました。これらをもとに管渠およびポンプ場施設の計画的な調査・点検を今後も引き続き継続していきます。
委託費に関する事項	委託内容を適宜見直し、経費削減・効率化に努めます。
その他の取組	該当事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、「5年ごとの定期的な経営戦略の改定およびその後の下水道使用料の見直し検討」によりPDCAサイクルを確立し、経営基盤の強化を図ります。また、経費回収率向上に向けたロードマップについては、別紙2のとおりです。
---------------------	---

投資・財政計画
（収支計画）

別紙 1

（単位：千円）

年 度 区 分			令和5年度 （決算）	令和6年度 （本年度）	令和7年度 （計画初年度）	令和8年度 （計画2年度）	令和9年度 （計画3年度）	令和10年度 （計画4年度）	令和11年度 （計画5年度）	令和12年度 （計画6年度）	令和13年度 （計画7年度）	令和14年度 （計画8年度）	令和15年度 （計画9年度）	令和16年度 （計画10年度）
資 本 的 収 入 支	資 本 的 収 入	1. 企 業 債	122,100	128,800	157,600	96,500	99,800	103,500	107,100	108,100	112,000	112,900	116,900	121,100
		うち資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		3. 他 会 計 補 助 金	59,870	60,808	91,032	23,667	23,983	24,048	23,660	21,511	19,401	14,754	12,763	10,521
		4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. 国（都道府県）補助金	57,569	65,198	67,849	116,320	104,353	107,825	111,417	112,024	115,762	116,297	120,183	124,205
		7. 固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		9. そ の 他	10,120	14,630	14,000	11,632	12,018	12,418	12,832	12,952	13,384	13,501	13,953	14,419
		計 (A)	249,659	269,436	330,481	248,119	240,155	247,790	255,009	254,587	260,547	257,453	263,799	270,245
		(A)のうち翌年度へ繰り越され る支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	純 計 (A)-(B) (C)	249,659	269,436	330,481	248,119	240,155	247,790	255,009	254,587	260,547	257,453	263,799	270,245	
	資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	204,197	231,796	288,881	249,828	257,555	265,551	273,726	274,013	282,327	284,349	293,057	302,086
		うち職員給与費	14,614	15,362	16,272	15,574	15,698	15,824	15,950	16,078	16,207	16,336	16,467	16,599
		2. 企 業 債 償 還 金	227,122	225,144	220,315	223,428	212,811	212,029	210,132	204,623	201,895	190,943	184,153	172,283
		3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		5. そ の 他	371	932	1,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (D)	431,690	457,872	510,598	473,256	470,366	477,580	483,858	478,636	484,222	475,293	477,210	474,369
	資本的収入額が資本的支出額に 不足する額 (E)		182,031	188,436	180,117	225,137	230,212	229,789	228,849	224,049	223,675	217,840	213,411	204,124
	補 填 財 源	1. 消 費 税 資 本 的 収 支 調 整 額	0	6,891	9,066	7,512	9,227	9,585	9,988	10,132	10,688	11,224	11,790	12,395
		2. 引 継 金	53,660	71,712	59,903	129,472	59,956	51,770	49,647	49,520	47,535	46,437	38,884	27,112
		3. 前年度分損益勘定留保資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		4. 当年度分損益勘定留保資金	121,145	109,833	111,148	88,153	161,028	168,435	169,215	164,397	165,451	160,180	162,737	164,617
		5. 当年度利益剰余金処分別	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		6. そ の 他	7,226	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計 (F)	182,031	188,436	180,117	225,137	230,212	229,789	228,849	224,049	223,675	217,840	213,411	204,124
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 残 高 (H)		3,314,559	3,218,215	3,155,500	3,028,572	2,915,561	2,807,032	2,703,999	2,607,476	2,517,581	2,439,538	2,372,284	2,321,101	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度 区 分			令和5年度 （決算）	令和6年度 （本年度）	令和7年度 （計画初年度）	令和8年度 （計画2年度）	令和9年度 （計画3年度）	令和10年度 （計画4年度）	令和11年度 （計画5年度）	令和12年度 （計画6年度）	令和13年度 （計画7年度）	令和14年度 （計画8年度）	令和15年度 （計画9年度）	令和16年度 （計画10年度）
収益的収支分			230,130	219,192	188,604	251,476	246,565	241,983	237,927	224,385	224,677	223,480	227,209	232,801
			うち基準内繰入金	176,179	219,192	177,968	202,877	229,730	234,045	230,917	224,385	223,480	227,209	232,801
			うち基準外繰入金	53,951	0	10,636	48,599	16,836	7,937	7,010	0	0	0	0
資本的収支分			59,870	60,808	91,032	23,667	23,983	24,048	23,660	21,511	19,401	14,754	12,763	10,521
			うち基準内繰入金	30,910	20,380	23,743	23,667	23,983	24,048	21,511	19,401	14,754	12,763	10,521
			うち基準外繰入金	28,960	40,428	67,289	0	0	0	0	0	0	0	0
合計			290,000	280,000	279,636	275,143	270,548	266,030	261,588	245,896	244,077	238,234	239,972	243,322

別紙２ 経費回収率向上に向けたロードマップについて

「社会資本整備総合交付金等の交付にあたっての要件等の運用について」（国水事第56号、2020年（令和2年）3月31日）（以下、要件通知。）において、「経費回収率の向上に向けたロードマップ」（以下、ロードマップ。）の経営戦略への記載等が社会資本整備総合交付金の交付要件とすることとされました。

ロードマップについて、要件通知では具体的に「概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績指標を記載」することが求められています。

このことを踏まえて本経営戦略では、以下のとおり下水道事業に係るロードマップを定めます。

表 経費回収率向上に向けたロードマップ

業績指標		実績値 2023年度 (令和5年度)	中間値 2029年度	目標値 2034年度
経費回収率		84.15%	84%以上	88%以上
水洗化率		95.95%	96%以上	97%以上
経常収支比率		117.20%	100%以上を維持	100%以上を維持

今後の取り組み		～2027年度	2029年度	2030年度	2034年度
収入増加	下水道 使用料の 改定	2024年度 (令和6年度) 経営戦略 に位置づけ	使用料改定 の検討 条例改正	2030年度 使用料改定	
	下水道 接続の 促進	普及啓発活動の継続的な実施			
支出抑制	施設老朽化 対策の推進	2025年度 (令和7年度) 第2期ストック マネジメント 計画策定	計画に基づき改築		

経営比較分析表（令和5年度決算）

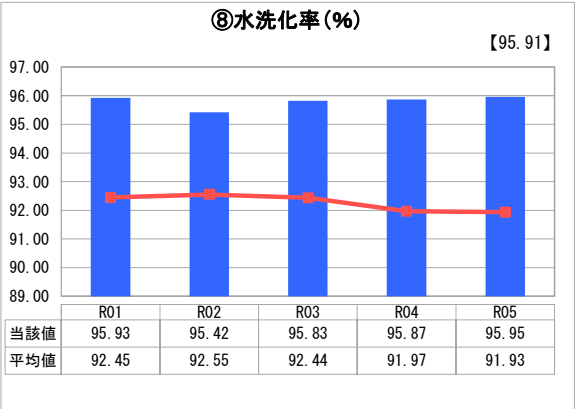
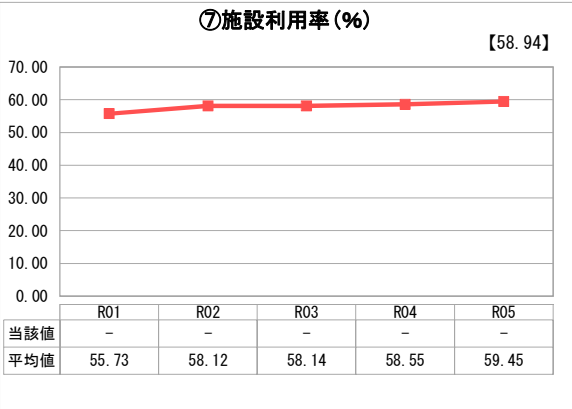
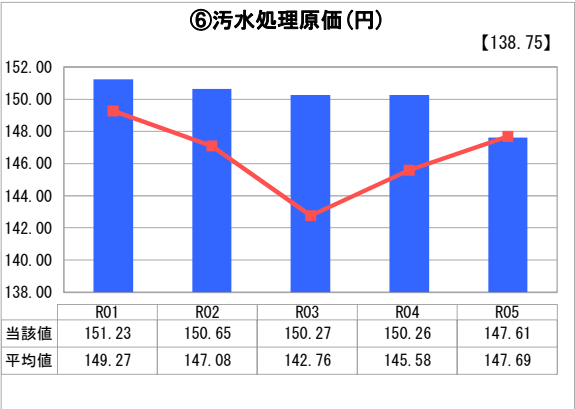
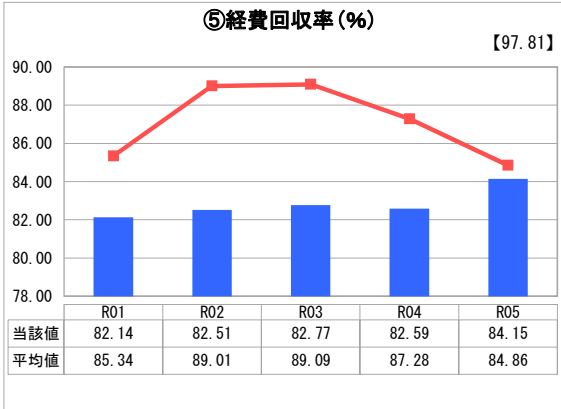
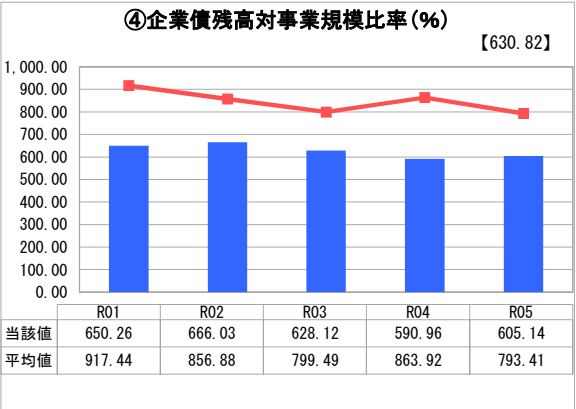
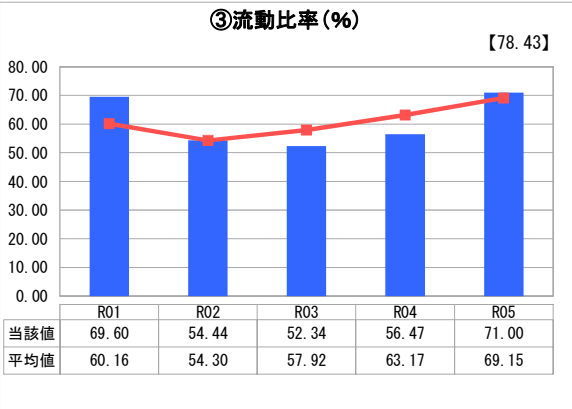
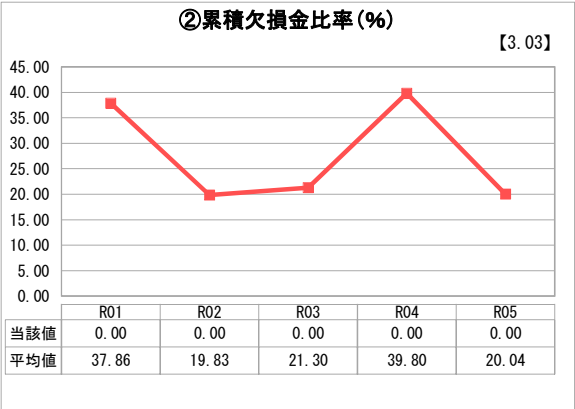
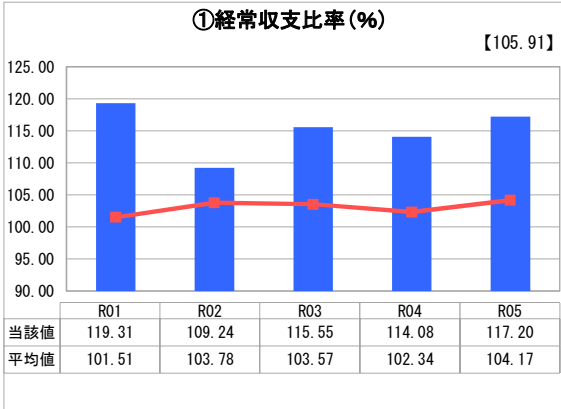
奈良県 三郷町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法適用	下水道事業	公共下水道	Cb1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	62.03	94.99	86.00	2,640

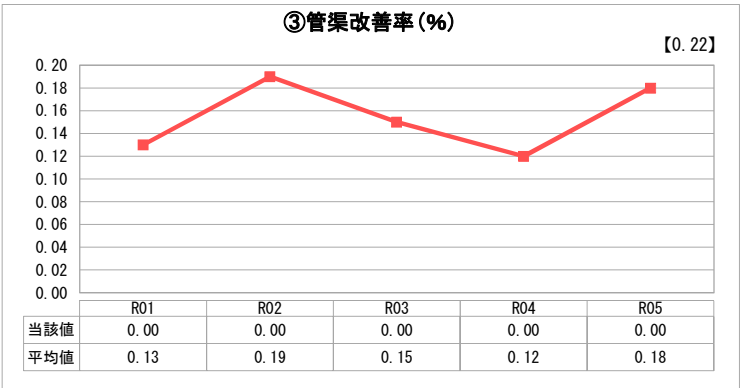
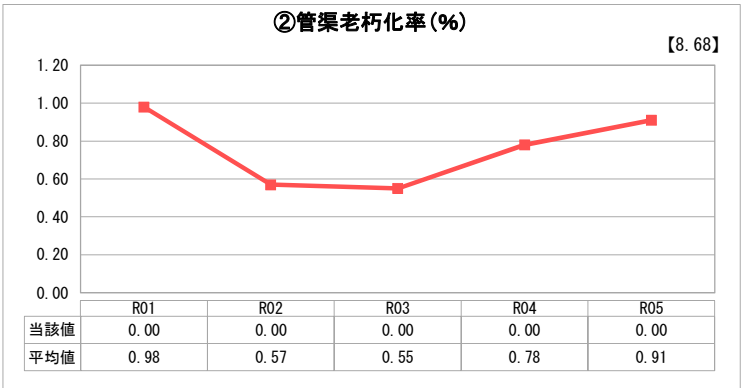
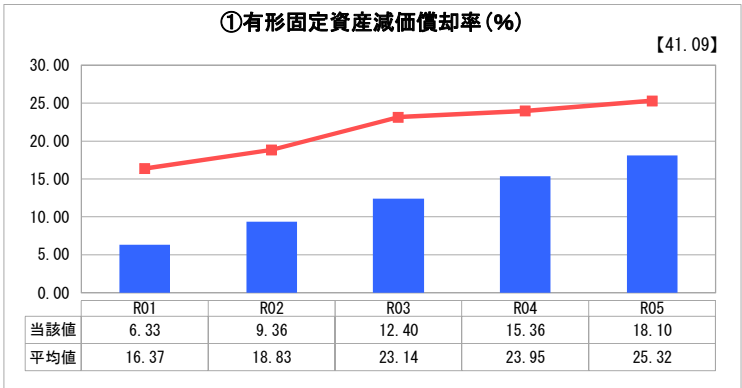
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
22,479	8.79	2,557.34
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
21,309	3.57	5,968.91

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和5年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

本町の下水道事業においては、平成30年度から地方公営企業法の一部適用を開始したため、数値は平成30年度からとなっています。

- ①単年度の経常的な収支の比率を表す経常収支比率は、100%を超え、単年度黒字となっています。
- ②累積欠損金は、発生していません。
- ③短期的な債務に対する支払い能力を表す流動比率は、類似団体平均値と同様、100%を大きく下回っており、企業債の償還にあたっては、主に一般会計からの補助金に依存している状況です。
- ④事業規模（収益）に対する企業債残高の比率は、類似団体平均値と比べて低い数値となっています。
- ⑤経費回収率は、100%および類似団体平均値を下回っているため、未接続家屋への水洗化啓発活動を行い水洗化率の向上に努め、使用料収入の確保などに努める必要があります。
- ⑥污水处理原価は、類似団体平均値と類似しており、今後、効率的に面整備を進め、事業費の圧縮を図る必要があります。
- ⑦奈良県流域下水道への接続により終末処理を行っているため、施設利用率は0となっています。
- ⑧水洗化率は、類似団体平均値を上回っており、管渠を含めた施設の効率的な利用ができています。

2. 老朽化の状況について

有形固定資産減価償却率は、類似団体平均値を下回っており、施設の老朽化は比較的進んでいないといえます。しかし、法定耐用年数を経過する管路が今後増加していくことが予想され、ストックマネジメント修繕改築計画に基づき、計画的に管路改築を実施します。

全体総括

本町下水道事業の財政状況は、令和5年度決算において黒字決算となったものの、一般会計補助金等の使用料収入以外の収入が大きく寄与したため、実情は厳しい財政運営となっています。

使用料収入においては、今後、下水道整備による増加と人口減による減少が拮抗することが予想されることから、安定した事業経営に向けて、水洗化率の向上などによる自主財源確保、経費節減等により、污水处理原価や経費回収率を改善し、健全経営、経営基盤の強化に努める必要があります。

※ 「経常収支比率」、「累積欠損金比率」、「流動比率」、「有形固定資産減価償却率」及び「管渠老朽化率」については、法非適用企業では算出できないため、法適用企業のための類似団体平均値及び全国平均を算出しています。